

議第111号

財産の譲与について

次のとおり財産を譲与する。

1 譲与する財産

旧下呂市立馬瀬中学校（建物）

（詳細は別紙の通り）

2 譲与する相手方

岐阜県加茂郡富加町羽生 2146 番地 2

豊実精工株式会社 代表取締役 今泉 由紀雄

3 譲与する理由

学校統合により廃校となった旧馬瀬中学校校舎の有効活用の検討を重ねる中、企業誘致促進の施策として事業者との合意と地域の理解が得られたこと、更に企業誘致により地域雇用の創出や移住定住の促進を図れることから無償譲与するもの。

4 譲与日

議会議決後すみやかに

令和3年10月21日提出

下呂市長 山内 登

提 案 理 由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

別紙

【建物】

所在地	建物名称	構造	延べ床面積
馬瀬中切1852番地	校舎・学校給食センター	鉄筋コンクリート造・亜鉛メッキ鋼板葺3階建	2,286.02㎡
	倉庫	鉄骨造・亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	54㎡